

北ノ浜グラウンドトイレ新築工事に伴う舗装工事

図 面 目 録			
	表紙 図面目録	H - 4	場 内 舗 装 平 面 図
H - 1	特 記 仕 様 書 1	H - 5	現 況 実 測 図
H - 2	特 記 仕 様 書 2		
H - 3	特 記 仕 様 書 3 付 近 見 取 図		

項 目		特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
I. 工事概要				
1. 工事名称	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事に伴う舗装工事			
2. 工事場所	鳴門市撫養町大桑島			
3. 工事概要	整備面積 約 1,310 m ²			
4. 工事種目	舗装工事			
5. 工事区分	舗装工事、撤去工事			
6. 工 期	工事完成年月日は工事契約書による。			
II. 建築工事仕様書				
1章 一般共通事項				
項 目	特 記 事 項			
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ・ 建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）・同解説 令和2年版 ・ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。 ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版）	◎本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、適時 配置すること。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ一部提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。		◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。）に報告し指示を仰ぐこと。 (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査（様式3）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、C O B R I Sの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
2. 優先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの） (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書（令和4年版）等	◎工場の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第1号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
3. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報エサービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 (a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。 (d) 訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。	8. 施工調査	◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。．
4. 工事施工条件等	◎施工条件は次による。 ・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置するなどし、一般交通等に支障を及ぼさないよう充分注意し、施工するものとする。 ・施設管理者より作業中止の要望のある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・工事を行う上で、撤去移設をようする軽微な障害物の処理で、監督員の認めたものは、本工事の範囲とし、それに要する費用は、請負業者の負担とする。 ・工事実施にあたり、居住者などへの依頼、または周知するべきことについては、工事に先立ち事前に文書掲示および投函などにより、適切に周知すること。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規格 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械に現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	9. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
		◎受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。		◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
		◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。	10. 施工	◎工事現場監督員は常駐でないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は担当課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

2章 仮設工事		3章 土工事	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
11. 技能士の適用	◎他工事と取り合い区分	1. 根切り	◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。
			◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
			◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、留意して行うこと、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
12. 設計変更箇所確認	◎本工事の施行にあたっては、 各工事にかかる当該業種の一級又は二級技能士の有資格者を努めて活用するものとする。	2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
	◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。	3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は（ A種 ・ (B種) ・ C種 ・ D種 ）とし、機器により締め固める。
	◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。	4. 地均し	◎敷地植栽整備部、隣接がラウンド内は、水はけよく地均しを行うこと、また図示により整地等を行う
			◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐える程度に締め固める。
13. 工事検査及び技術検査	◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。	5. 建設発生土の処理	◎場内敷き均し および場外搬出処分 とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
	◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと		◎土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。
	◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。		◎産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。 建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、 監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。 なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
14. 完成図等	◎提出書類 ・竣工図（製本、A3版 3部とする。） ・工事写真（写真帳2部（ 着手前 ・ (工事中) ・ (竣工) ）、電子データ1部） ・使用材料一覧表（ 1部、うち電子データ1部 ） ・保全に関する資料。	◎外部足場（種類：枠組足場・次世代足場可 、仕様： 2枚布、D=90cm、シート仕様：防災シート1類 ） ・壁つなぎ間隔（水平方向： 8m以下、鉛直方向： 9m以下） ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。	
	◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。	◎内部足場（種類： ）	
		◎仮囲い（仕様： ， H= ， ）	
		◎ゲート（有 ・ 無、仕様： キャスターゲート W ）	
		◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させると安全管理も実施すること。	
		◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。	
15. 火災保険	◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、 資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。	4. 養生	◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法： ）
	◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。	◎仮間仕切りは、（ A種 ・ B種 ・ C種 ）とする。	
		5. 監督員事務所	◎監督員事務所は（設ける（面積 m ² 程度） ・ 設けない ）
		6. 工事用用水、電力等	◎既存電力利用（出来る ・ 出来ない）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ） ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存用水利用（出来る ・ 出来ない）、用水料金（ 有償 ・ 無償 ）
		7. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、（ 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて ）設けること。
		8. 本工事中のがラウンドトイレの使用	◎工事実施中、敷地内がラウンド便所は使用する。がラウンド利用者が安全に使用できるよう配慮すること。

5章 舗装工事																		
項 目	特 記 事 項																	
1. 路床	◎盛土材料（ B 種 ） ◎六価クロム溶出試験を（ 行う ・ 行わない ）。 行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」（平成12.3.31 建設第258号）の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。 土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。 ◎路床土の支持力比(CBR)試験は（ 行う〔乱した土、乱さない土〕 ・ 行わない ） ◎路床締固め試験は（ 行う ） ・ 行わない ）。 ◎砂の粒度試験は（ 行う ・ 行わない ）。 ◎現場 C B R 試験を（ 行う ・ 行わない ） 2. 路盤 ◎路盤材料（ 再生粒度調整砕石 ）。 厚さは（ 100 ）mm ◎締固め試験は（ 行う ） ・ 行わない ）。 ◎路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。 3. アスファルト舗装 <table border="1"><tr><td>舗装の種類</td><td>部 位</td><td>舗装の厚さ(mm)</td></tr><tr><td>アスファルト</td><td></td><td>50</td></tr></table> ◎再生加熱アスファルト混合物を（ 使用する ・ しない ）。 <table border="1"><tr><td>種 別</td><td>種 類</td><td>備 考</td></tr><tr><td>加熱アスファルト混合物</td><td></td><td></td></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>密粒度7ｽﾌﾟﾙ混合物（13）</td><td></td></tr></table> ◎シーリングコートは（ 行う ・ 行わない ）。 ◎アスファルト混合物の抽出試験は（ 行う ・ 行わない ）。 ◎切り取り試験を（ 行う ） ・ 行わない ） ◎表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。 ◎地域は（ 一般地域 ・ 寒冷地域 ）とする。 ◎舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。 4. 区画線 ◎材料：種類(熔融式（機械）)、色（ 白 ）、塗布幅（ 図示 ）、塗布厚さ（ 1.5mm ） JIS K 5665 ◎路面標示位置、間隔は図示による。	舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)	アスファルト		50	種 別	種 類	備 考	加熱アスファルト混合物			再生加熱アスファルト混合物	密粒度7ｽﾌﾟﾙ混合物（13）			
舗装の種類	部 位	舗装の厚さ(mm)																
アスファルト		50																
種 別	種 類	備 考																
加熱アスファルト混合物																		
再生加熱アスファルト混合物	密粒度7ｽﾌﾟﾙ混合物（13）																	
6章 その他各種工事																		
項 目	特 記 事 項																	
1. 敷地内整地他	◎ゲラント側は既存状態に復旧すること ◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。																	
2. 使用材料	◎視覚障がい者用点字ブロック JIS T9251 に準拠した設計寸法 色彩は要協議 300*300 t7 合成ゴム製および、樹脂製、外部用 貼付け仕様 トウベ 岳南光機 キクテック ミユキ化成㈱ 大光ルート産業 ◎車止めブロック RC製 既成品 ㈱オーイケ ㈱サイコン工業 三洋ｺﾝｸﾘｰﾄ工業㈱ 上記各材、図面内記載製品 とも、同等品 使用可 - 3. その他注意事項 ◎既存自動販売機 設置のまま工事実施予定としている、設置者、管理担当課と協議を行い、同意の上工事を実施すること																	

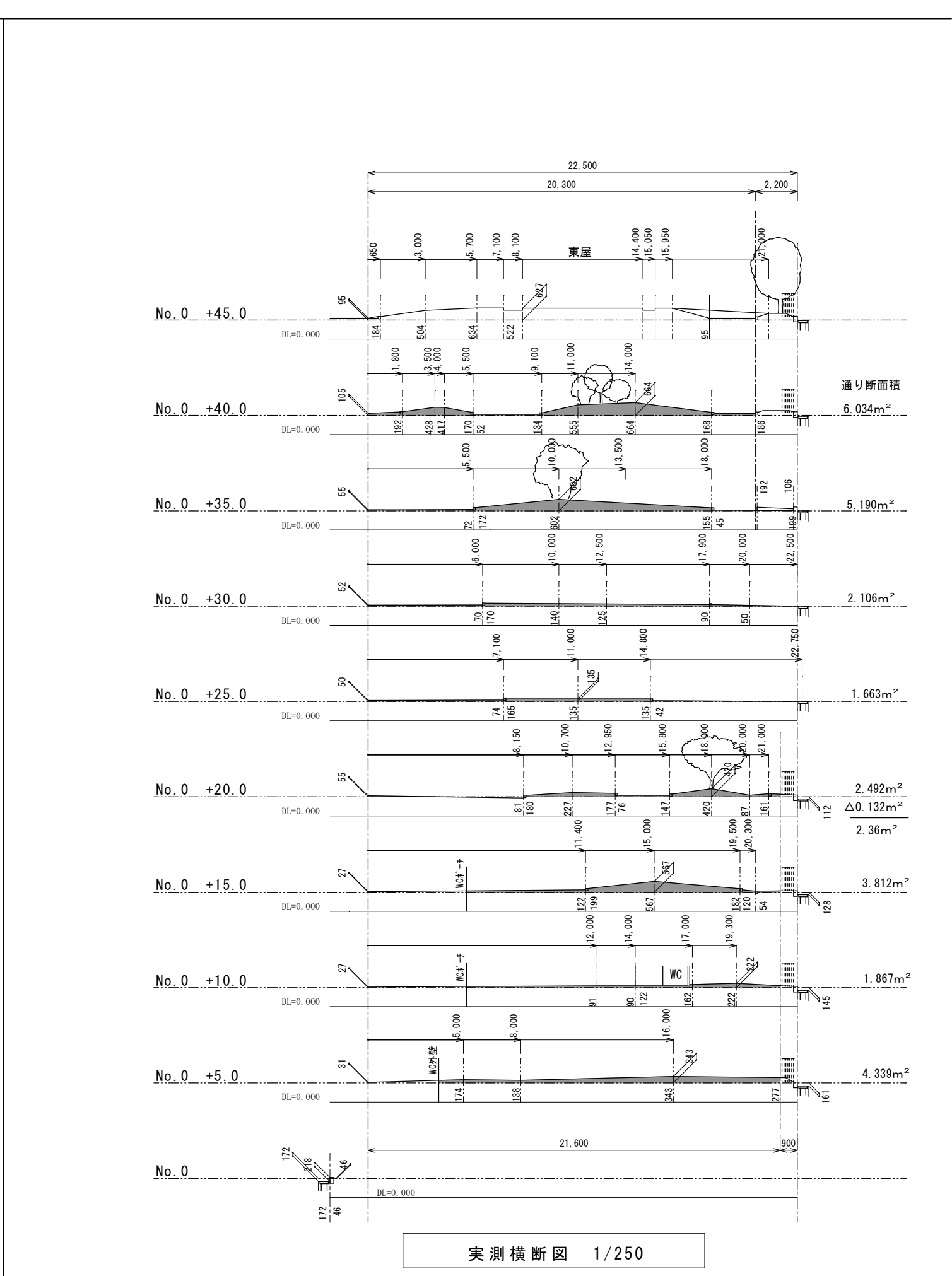
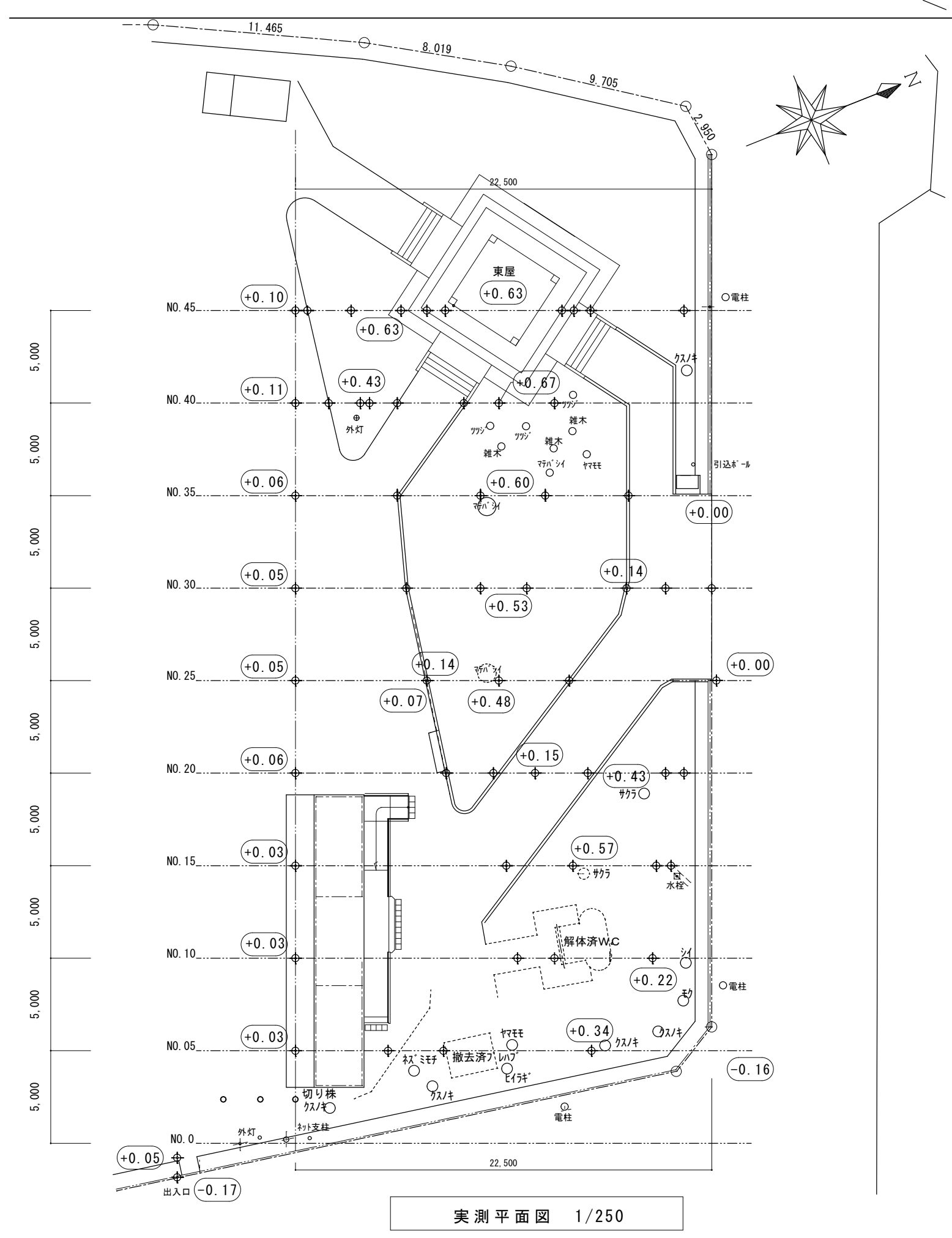


鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜95の一部

出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図データ」（国土地理院）をもとにM. T. S. プラン作成

付近見取図

鳴門市企業局ボートレース事業課	工 事 名	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事に伴う舗装工事	縮 尺 NON		M. T. S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. H-3
	図 面 名	特記仕様書 3 付近見取図	年 月 日 R5			



鳴門市企業局ポートレース事業課	工 事 名	北ノ浜グラウンドトイレ新築工事に伴う舗装工事		縮 尺	1/250	M. T. S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 1級建築士事務所 徳島県知事登録第71048号 一級建築士 森 茂代 第188857号	図面 No. H-5
	図 面 名	現況実測図		年 月 日	R5		